

○市民農園整備促進法関係三段表（令和八年五月二十一日現在）

法 律	政 令	省 令
○市民農園整備促進法 （平成二年六月二十二日法律第四十四号） （最終改正…令和四年六月十七日法律第六十八号） （目的） 第一条 この法律は、主として都市の住民のレクリエーション等に供するための市民農園の整備を適正かつ円滑に進めるための措置を講ずることにより、健康的でゆとりのある国民生活を確保するとともに、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資することを目的とする。 （定義） 第二条 この法律において「農地」とは、耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的に供される土地をいう。 2 この法律において「市民農園」とは、第一号に掲げる農地及び第二号に掲げる施設の総体をいう。 一 主として都市の住民の利用に供される農地で次のイ又はロのいずれかに該当するもの イ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）第二条第二項に規定する特定農地貸付け（第十一号第一項において「特定農地貸付け」という。）又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）第十条に規定する特定都市農地貸付け（第十一号第一項において「特定都市農地貸付け」という。）の用に供される農地 ロ 相当数の者を対象として定型的な条件で、レクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供される農地（賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を伴わないで当該農作業の用に供されるものに限る。） 二 前号に掲げる農地に附帯して設置される農機具収納施設、休憩施設その他の当該農地の保全又は利用上必要な施設（以下「市民農園施設」という。） 第三条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において相当数の市民農園の整備が見込まれる場合において、その適正かつ円滑な整備を図ることが必要であるとして認めるときは、市民農園の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることができる。 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 市民農園として整備すべき区域の設定に関する事項	○市民農園整備促進法施行令 （平成二年九月十四日政令第二百七十二号） （最終改正…令和三年七月十四日政令第二百五号）	○市民農園整備促進法施行規則 （平成二年九月十四日農林水産省・建設省令第一号） （最終改正…令和八年五月二十日農林水産省・国土交通省令第二号）

（市民農園の開設の認定）
第七條 市民農園の開設の認定は、
第四條第六項に規定する都市計法第七
項に規定する市街地開発事業の施行区域その他の区域
で政令で定めるものを除く。内において、市民農園を
開設しようとする者は、農林水産省令・国土交通省令
で定めるところにより、「整備運営計画」というものを定め、
する計画（以下「整備運営計画」という。）を定め、

（市街化区域のうち市民農園の開設の認定の対象から除
けられる区域）
第三條 法第七條第一項の政令で定める区域は、次に掲
げるものとする。
一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一條
第六項の規定により施行予定者が定められている都
市計画に係る同法第四條第六項に規定する都市計画
施設の区域
二 都市計画法第六十二條第一項の規定による告示又

（土地改良法施行令の準用）
第二十五條 土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二十九
号）第七十二條の五の規定は法第六條において準
用する土地改良法第九條第七項の異議の申出につ
いて、同令第七十四條の規定は法第六條において準
用する土地改良法第二百一十一條の規定により土地
収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四條
第二項の規定による裁決を申請しようとする場合につ
いて、それぞれ準用する。この場合において、同令第
七十二條の五及び第七十四條中「農林水産省令」とあ
るものは、「農林水産省令・国土交通省令」と読み替
えるものとする。

一 項

（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二條第
一項第九号の五に規定する自動公衆送信装置をい
う。）を使用するもの
三 第一項の書類は、公告をした日から十日間、市町村
の事務所において縦覧に供しなければならない。
（測量又は検査の通知）
第七條 法第六條において準用する土地改良法第百十八
條第一項の規定による通知は、立入りの目的、場所及
び期日を示してしなければならない。
二 法第六條において準用する土地改良法第百十八條第
三項の規定による公告は、市町村の事務所の掲示場
の公告の前項に掲げる事項を掲示してするとともに、公衆
の閲覧に供する方法を併せて行わなければならない。

（土地改良法施行規則の準用）
第七條の二 土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省
令第七十五号）第十七條から第十七條の四までの規定
は、令第二條の規定により読み替えて準用する土地改
良法施行令第七十二條の六の異議の申出について準
用する。この場合において、土地改良法施行規則第十七
條の二から第十七條の四までの規定中「農林水産省令」
とあるのは、「農林水産省令・国土交通省令」と、第十
七條の三第一号中「農林水産大臣」とあるのは「農林
水産大臣及び国土交通大臣」と読み替えるものとする。

（損失補償の裁決申請手続の様式）
第八條 令第二條の規定により読み替えて準用する土地
改良法施行令第七十四條の農林水産省令・国土交通省
令で定める様式は、別記様式とする。

（市民農園の開設の認定申請手続）
第九條 法第七條第一項の認定を受けようとする者は、
個人にあつては、氏名、住所及び職業、法人にあつて
は、名称、主たる事務所の所在地、業務の内容及び代
表者の氏名を記載した申請書を市町村長に提出しな
ければならない。申請書には、次の各号に掲げる図面を添付し
なければならない。

な 前項の整備運営計画には、次に掲げる事項を記載し
け なければならない。
二 市民農園の用に供する土地の所在、地番及び面積
一 市民農園の用に供する農地の位置及び面積並びに
第 第二条第二項第一号に掲げる農地のいずれに属する
か の別
三 市民農園施設の位置及び規模その他の市民農園施
設の整備に関する事項
四 利用者の募集及び選考の方法
五 利用期間その他の条件
六 市民農園の適切な利用を確保するための方法
七 資金計画
八 その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項

は新たな事業地（同法第四十五条に規定する都市計画事業を施行する土地をいう。以下この条において同じ。）の編入に係る同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があつた同法第四十六条に規定する都市計画施設（地下に設けられるもの並びに公園及び緑地を除く。）に係る事業地の区域

三 都市計画法第十二条第五項の規定により施行予定者が定められている都市計画に係る同法第四十七条第五号に掲げるものを除く。）の施行区域

四 都市計画法第六十二条第一項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があつた同法第四十七条に規定する市街地開発事業（同法第十二条第一項第一号、第五号及び第六号に掲げるものを除く。）に係る事業地の区域

五 都市計画法第四条第八項に規定する市街地開発事業等予定区域（同法第十二条の二第一項第三号に掲げるものを除く。）の区域

六 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十一条第一項の規程により施行予定者が定められている都市計画に係る同法第三十一条第二項に規定する防災都市計画施設（公園及び緑地を除く。）の区域

- 二 市民農園の位置を表示した地形図
- 二 市民農園の区域並びに市民農園施設の位置、形状及び種別を表示した平面図
- 三 建築物である市民農園施設については、その概要を表示した平面図

3 第一項の規定により申請書を提出する場合においては、その申請に係る農地が土地改良区の地区内にあるときは、当該申請書に当該土地改良区の意見書を添付しなければならない。ただし、意見を求めた日から三十日を経過してもその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面を添付すればよい。

(整備運営計画に記載すべき事項)
 第十条 法第七条第二項第八次の農林水産省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 一 市民農園の開設の時期
 二 法第七条第二項第一号に規定する土地に係る次に掲げる事項
 イ 所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する場合には、その権利の種類
 ロ 所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合には、当該土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに当該土地について取得しようとする権利の種類
 三 市民農園施設の敷地に供するため、農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするため若しくは採草放牧地を採草放牧地以外のものとする

3 市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。

一 整備運営計画の内容が基本方針に適合するものであること。

二 市民農園の適正かつ円滑な利用を確保する見地からみて、市民農園の用に供する農地及び市民農園施設が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模であること。

三 市民農園の用に供する農地及び市民農園施設の設置及び規模からみて、周辺の道路、下水道等の公共施設の周辺の地域における営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであること。

四 利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。

五 前項第五号から第八号までに掲げる事項が市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用を確保するために有効かつ適切なものであること。

六 その他政令で定める基準に適合するものであること。

4 市町村は、第一項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない。

5 第一項の認定を受けた者（以下「認定開設者」という。）は、当該認定に係る整備運営計画を変更しようとするときは、市町村の認定を受けなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による整備運営計画の変更の認定について準用する。

（報告の徴収）
第八條 市町村長は、認定開設者に対し、市民農園の整備又は運営の状況について報告を求めることができ（勧告）
第九條 市町村長は、認定開設者が認定に係る整備運営

（市民農園の開設の認定の基準）
第四條 法第七條第三項第六号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 申請の手続又は整備運営計画の内容が法令に違反するものでないこと。

二 市民農園の用に供する農地が法第二條第二項第一号イに掲げる農地である場合にあっては、当該農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されて

（農地を除く。）にすることをこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合に、当該土地に係る次に掲げる事項が異なるときは、登記簿の地目と現況による地目が異なり、利用状況及び普通収獲高の転用に伴い支払うべき給付の種類、内容及び相手方

ロ 転用する時期

ハ 家畜等の被害の防除施設の概要

ホ 所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合に、当該権利を取得しようとする権利を契約の内容及び参考となるべき事項

四

（都市計画法の特例の対象となる建築物）
 第五条 法第十二条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 休憩施設である建築物
- 二 農作業の講習の用に供する建築物
- 三 簡易宿泊施設（専ら宿泊の用に供される施設で簡素なものである）である建築物
- 四 管理事務所その他の管理施設である建築物

附則抄 (平成一一年七月一六日法律第八七号)	1 (施行期日) この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編から「中略」施行する。	附則抄 (平成六年六月二九日法律第四九号)	(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(平成二年九月政令二七一号により、同年九月二〇日から施行)	附則抄 第十六条 第六條において準用する土地改良法第百九条の二以下に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万圓以下の罰金に処する。 第十七条 第八條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。 第十八条 法人の代表者又は、若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。	(罰則) 第十五条 国及び地方公共団体は、認定開設者に対し必要の助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとす。	(援助) 第十四条 国及び地方公共団体は、認定計画に従つて行われる市民農園の整備に要する経費に充てるために必要とする資金の確保をするものとする。	(資金の確保等) 第十三条 国の整備に要する資金の確保に充てるために、認定計画に従つて土地を認定に係る市民農園の用に供するときは、当該市民農園の整備の促進を図られるよう適切な配慮をするものとする。	(市民農園の整備) 第十二条 市町村は、その許可をしないことにより、認定計画に従つて土地を認定に係る市民農園の用に供するものとする。この場合において、当該申請に係る認定市民農園の建設が、同法第三十三条第二項の政令で定める許可の基準に準じて定められた基準に適合するものと認められるときは、その許可をしないことにより、認定計画に従つて土地を認定に係る市民農園の用に供するものとする。
-----------------------------------	---	----------------------------------	---	---	---	---	---	--

	(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日(平成二年九月二十日)から施行する。	
--	--	--

	(施行期日) 第一条 この省令は、法の施行の日(平成二年九月二十日)から施行する。	
--	--	--

〔後〕

市正前の市農

百九十九

う。
第四

2 行つた市

抄

十

抄

ない範囲

「施行規則」

—

抄

改正する法

十

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
84

附 則（平成一八年五月三十一日法律第四六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕（平成一八年一月政令三四九号により、平成一九年一月三〇日から施行）

附 則（平成二一年六月二十四日法律第五七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（平成二一年二月政令二八四号により、同年二月一五日から施行）
附 則 第四十三条の規定 公布の日

（政令への委任）
第四十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕
（罰則に関する経過措置）
第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二六年五月三〇日法律第四二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成一五年十二月十九日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第二条 この政令の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二一年二月一日政令第二八五号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、農地法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十一年十二月十五日）から施行する。〔後略〕

一〔前略〕附則第三条、〔中略〕第五十四条、第五
二〔前略〕附則第三条、〔中略〕第五十四条、第五
三〔前略〕附則第三条、〔中略〕第五十四条、第五
四〔前略〕附則第三条、〔中略〕第五十四条、第五
五〔前略〕附則第三条、〔中略〕第五十四条、第五
六〔前略〕附則第三条、〔中略〕第五十四条、第五
七〔前略〕附則第三条、〔中略〕第五十四条、第五
八〔前略〕附則第三条、〔中略〕第五十四条、第五
九〔前略〕附則第三条、〔中略〕第五十四条、第五
十〔前略〕附則第三条、〔中略〕第五十四条、第五
十一〔前略〕附則第三条、〔中略〕第五十四条、第五
十二〔前略〕附則第三条、〔中略〕第五十四条、第五
十三〔前略〕附則第三条、〔中略〕第五十四条、第五
十四〔前略〕附則第三条、〔中略〕第五十四条、第五
十五〔前略〕附則第三条、〔中略〕第五十四条、第五
十六〔前略〕附則第三条、〔中略〕第五十四条、第五
十七〔前略〕附則第三条、〔中略〕第五十四条、第五
十八〔前略〕附則第三条、〔中略〕第五十四条、第五
十九〔前略〕附則第三条、〔中略〕第五十四条、第五
二十〔前略〕附則第三条、〔中略〕第五十四条、第五

附則（平成三〇年六月二七日法律第六八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超え
ない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平
成三〇年八月政令二三三号により、同年九月一日から
施行〕

附則（平成三〇年五月一八日法律第二三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超え
ない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後
略〕
〔平成三〇年一月政令三一〇号により、同年十一月
一六日から施行〕

附則（平成二七年十一月二六日政令第三九二号）抄

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成
二八年四月一日）から施行する。
（経過措置の原則）
第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為について
不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政
庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた
申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、こ
の附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例
による。

附則（平成二八年三月三一日農林水産・建設
省令第四号）抄

この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二八年四
月一日）から施行する。

附則（令和元年二月一六日農林水産・国土交
通省令第四号）抄

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等
に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化
及び効率化を図るための行政手続等における情報通信
技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令
和元年五月法律第一六号）の施行の日（令和元年
十二月十六日）から施行する。

附則（令和元年九月一日農林水産・国土交通
省令第三号）抄

この省令は、農地中間管理事業の推進に関する法律

附則（令和元年九月一日政令第一〇二号）抄
（施行期日）

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄 （施行期日） ¹この法律は、刑法等一部改正法（刑法等の一部を改正する法律）施行日（令和七年六月一日）から施行する。〔後略〕	
附 則（令和三年七月一日政令第二〇五号） この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年七月十五日）から施行する。	第一条 この政令は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和元年十一月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一（略） 二「前略」次条から附則第四条までの規定（改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日））
附 則（令和八年五月二〇日農林水産・国土交通省令第二号） （施行期日） ¹この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。 （経過措置） ²この省令による改正後の農住組合法施行規則第七条及び市民農園整備促進法施行規則第六条の規定は、この省令の施行の日以後にする公告について適用し、同日前にした公告については、なお従前の例による。	附 則（令和二年二月二五日農林水産・国土交通省令第四号） （施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。 （経過措置） 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。 ²この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。 附 則（令和六年三月二五日農林水産省・国土交通省令第三号） この省令は、令和六年四月一日から施行する。 附 則（令和二年一月二二日農林水産・国土交通省令第二号） 等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年九月政令第一〇二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。